

## 会議録（平成25年度第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成26年1月28日（火） 午後3時～午後5時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター B会議室
- 3 出席者  
（委員）梅原委員、加藤委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、長谷川委員、吉永委員  
（県建設部）川崎建設部技監、河川課長、建設企画課主幹 他  
（県農林水産部）農林検査課長、農地整備課長、森林保全課長、農地計画課主幹 他
- 4 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ① 第5回委員会議事録の確認について
    - ② 第5回委員会審議事業の修正評価書の確認について
    - ③ 対象事業の審議
      - 【事前評価】 林道事業、農業農村整備事業
      - 【再評価】 農業農村整備事業
      - 【事後評価】 農業農村整備事業
    - ④ 河川整備計画策定の報告について
    - ⑤ 平成25年度事業評価監視委員会の主な意見と対応について
    - ⑥ 愛知県公共事業評価実施要領の改訂について
  - (3) 閉会

## 1 第5回委員会議事録の確認について

特に意見なし。

[結論] 了承する。

## 2 第5回委員会審議事業の修正評価書の確認について

### (1) 【事前評価】一般国道301号(松平バイパス)及び【事後評価】一般国道257号(鳳来拡幅)

道路建設課から修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 一般国道301号(松平バイパス)及び一般国道257号(鳳来拡幅)の対応方針(案)を了承する。

## 3 対象事業の審議

### 【事前評価の審議】

#### (1) 林道事業の費用対効果の算出方法について

森林保全課から説明。

特に意見なし。

#### (2) 林道事業(過疎山村地域代行林道事業)

##### 田平沢平瀬線の審議

森林保全課から説明。

[委員] 木材生産便益の3項目についてその内訳はどのようになっているか。また、幹線林道ができた後の支線の計画については考えられているのか。

[県] 木材生産経費縮減便益が32百万円、木材利用増進便益が63百万円、木材生産確保・促進便益が608百万円で、あわせて約7億円となる。当県では低コスト木材生産システムを促進しており、高性能林業機械が走行できる幅員2m程度の作業道を、間伐を実施する際に造林事業等他の事業で一体として整備していくことになる。

[委員] 森づくり会議について地元の合意形成が具体的にどの程度進んでいるのか教えてほしい。

[県] 現在、森づくり会議により今後10年間で約70haの間伐が見込まれており、引き続き森づくり会議で森林整備の合意形成を進めている。実際に間伐を実施後の状況をみて効果を実感してもらい、さらにこの地域では森林整備が進

んでいくと考えている。

[委員] 木材市場価格が落ちているということが言われている中で、木材生産便益の算出については、どういう前提で木材市場価格を設定しているか。また、イニシャルコストと維持管理コストをどのようにみているのか等、他事業の説明資料と比べると計算の前提となるデータの開示量が少ないという印象を受ける。補足資料の中で説明するのが良いと思う。

[ 県 ] 木材価格については最新の平成25年12月時点の資料で算出している。現在はさらに上昇してきていると考えられる。他事業と比べてデータの開示量が少ないという指摘については、データはすべてあるので補足説明資料でコストの内訳資料を掲載する。

[委員] B/Cが1.07であり、見方によっては調整があるのではないかという疑念を払拭するという意味においても、データは開示されることがこの会議の趣旨からすると適切ではないか。

[ 県 ] 木材の価格の変動はその時々で大きいという事情がある。昨年は大暴落をして、ここにきて駆け込み需要で上昇してきている。過去からの推移とあわせて、適用木材価格についてもわかるように補足説明資料等で今後説明していく。

[委員] 評価調書について、「ですます」調で書かれているが、「である」調とした方がよい。

[ 県 ] 「である」調とする。

[結論] 評価調書を「である」調に修正し、補足説明資料でB/Cの内訳を記述することを条件として、田平沢平瀬線の対応方針（案）を了承する。

### **(3) 農業農村整備事業の費用対効果の算出方法について**

農地計画課から説明。

特に意見なし。

### **(4) 農業農村整備事業（たん水防除事業）**

**上郷2期地区、領内川右岸北部地区、高島地区の審議**

農地計画課から説明。

- [委員] ポンプの老朽化により更新するという説明だが、被害状況の写真だけの説明で、どの程度の雨でどのくらい湛水したのか説明が無かった。本来ポンプで排水すべき雨が、ポンプが老朽化して機能が低下したため湛水したということの良いか。
- [ 県 ] 湛水の記録があまり無く、写真により状況を示した。事業計画上の雨量で湛水解析をして浸水エリアを想定している。
- [委員] 作物生産効果、災害防止効果が地区ごとに差が出ている。効果を詳しく一覧などで整理してもらえると良くわかる。
- [ 県 ] 湛水する深さや時間、栽培している作物が地区ごとに異なるため、作物の被害軽減額である作物生産効果も地区ごとに異なる。補足説明資料でB/Cの内訳を記述する。
- [委員] 災害防止効果の農業は何か。
- [ 県 ] 農地や農業用の水路等の農業施設の湛水による被害額を過去の災害の被害額から算出している。一般資産は湛水区域の宅地等の被害を計算して算出している。
- [委員] 被害額の計算は、ポンプを更新する前と更新した後の差ということか。
- [ 県 ] ポンプ場の有る場合と無い場合である。ポンプ場が無い場合とは、現状のポンプを更新する前ではなくポンプの無い場合である。
- [委員] 耐用年数は何年と考えているか。それを超えたから更新するのか。それとも何か基準があり、選定されたものが更新されるのか。
- [ 県 ] 電気設備、ポンプ設備、建屋等施設によって異なるが、総合的に概ね40年を目安としている。40年過ぎたから更新するというのではなく、管理をしている市町村や土地改良区から状況を聞き取り、事業の要件を見て概ね30年を目途に事業に着手し40年で完成するようにしている。
- [委員] いずれの地区も低平地にあって排水機場に排水を依存している地域において、混住化が進み流出率が増え、老朽が進み能力が低下した排水機場を直すという構図になっているが、老朽化で能力が低下した部分を復元するという計画なのか、それとも流出率増分も含めて排水能力を高める計画なのか。

[ 県 ] 流出率が増え、排水量が増えたものも含めた計画である。

[ 委員 ] この調書の書き方では、老朽化対策だけだと理解してしまう。流出増も考慮したものであれば、そのような説明にするとわかりやすいが、可能か。

[ 県 ] 全ての地区で流出量が増加しており、そのような表現に修正する。

[ 委員 ] 更新前後の排水機の能力の説明を表示すると排水量が増えていることがよくわかるのではないか。

[ 委員 ] 農業用排水機の便益を受ける宅地が増えていく中で、今までと同じ評価指標で良いのかと思う。機会があれば考えていただきたい。

[ 県 ] ほとんどの農業用排水機場が宅地の排水も受けている。農地が無くなれば農業側の事業はできず河川や下水の事業となる。いきなり全てが市街地になることはなく、その時の状況で判断している。

[ 結論 ] 評価調書にポンプ更新前後の能力と流出増に対応した効果を記述し、補足説明資料でB/Cの内訳を記述することを条件として、上郷2期地区、領内川右岸北部地区、高島地区の対応方針（案）を了承する。

## **（５）農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）**

### **光西地区の審議**

農地計画課から説明。

[ 委員 ] 石綿管が破損した際のアスベスト飛散による健康被害等、石綿管除去に特有の効果が計上されていないということは、本事業の主目的が、老朽化した管水路の更新であり、石綿管除去はそれに付随するものと考えているのか。

[ 県 ] 効果の算定については、マニュアルに基づき用水整備としての効果を計上しており、石綿管除去による効果は「貨幣価値化困難な効果」として扱っている。本事業の主目的はあくまでも石綿管を除去し、塩ビ管等に取り換えることである。

[ 委員 ] 石綿管除去に特有の掛かり増し経費は含まれているか。

[ 県 ] 石綿管を除去する際は、アスベスト飛散防止等の安全対策を取る必要があり、

さらに処分費も余分に掛かるため、石綿管の更新に係る経費は通常より高くなる。

[委員] 掛かり増し経費があると、一般的な管路工よりも費用対効果が出にくくなるが、効果を出すために石綿管除去に係る安全対策等の必要経費を十分に掛けられていないのでは。

[ 県 ] 石綿管除去に係る必要な経費は、すべて計上したうえで効果の算定をしている。

[委員] 「水源かん養効果」を4.1億円計上しているが、これは本地区のような水田地帯には適用できるが畑地帯には適用できない。石綿管除去対策を促進するためにも、マニュアルの効果のみを見るのではなく、石綿管除去対策に特有の効果の数値化して見るべきではないか。

[ 県 ] ご指摘の件については石綿管除去対策を行っていく上での課題と捉えており、国とも調整をしているところである。

[結論] 石綿管除去対策は必要な事業であることから、石綿管除去特有の効果を算定できる様にしていくことを要望し、光西地区の対応方針（案）を了承する。

## 【再評価の審議】

### （1）農業農村整備事業（たん水防除事業）

#### 北浜南部地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 本評価資料ではポンプの口径や流量等が示してあり、とても分かりやすい。

[委員] ポンプ1台当たりの値段は口径により異なると思うが、いろいろ口径があるのでこれらの口径をまとめて発注すれば大量生産が可能となり安くなるのではないか。

[ 県 ] 排水機場は地域毎に特性があり、揚程や排水量が異なる。また、ポンプの形式についても立軸や横軸があるため、基本的にオーダーメイドで対応している。

[委員] 効果算定結果について、土地改良の経済効果（旧マニュアル）により算出す

ると想定される災害防止効果の大部分が農業関係であるのに対し、新たな土地改良の効果算定マニュアル（新マニュアル）で算定するとその大部分が一般資産関係となり、これによりB/Cが大きくなってきている。これについて、農業サイドで実施する上での事業の位置づけを教えて欲しい。

[ 県 ] 旧マニュアルにより算出すると農業関係の効果が大きくなっているのは、従前の効果の算出方法が現況の土地利用状況及び現況の排水施設がある状況で計画降雨があった場合にどの程度の湛水が生じるのかを基に被害想定しているため、一般的に低いところにある農地は湛水しやすく、農業関係の被害が大きくなる傾向にある。これに対して新マニュアルによる効果算定では、事業期間+40年の期間に生じる全ての費用と便益を比較しており、事業を実施しなかった場合は既存の排水機場の能力が全て喪失すると想定して被害を出しているため、既存の施設能力が無くなれば、流域全体に被害が及ぶこととなることから農業以外の被害が大きくなっている。また、農業サイドで事業を実施する、しないの線引きについては、国の採択を受けるにあたり、たん水防除事業の要件として従前の効果の算定手法により、農業効果と農業外効果を比較し、農業効果が農業外効果よりも大きければ農業サイドで事業を実施するという判定がなされている。

[ 委員 ] 採択は旧マニュアルの算定手法で行い、評価は新マニュアルの算定手法で行うのが国の指針ということか。

[ 県 ] 都市化が進みオール市街地となれば、農水省の補助事業として実施すべき事業ではないということになるが、1つの指標として農業効果も一定以上あることを確認し、農水省の補助事業で実施している。

[ 委員 ] 事業採択は農業効果が一定以上あることを確認することによって農業サイドで事業化し、評価は農業以外の資産も含めて算定している。これは、県民にとってわかりにくいのではないか。

[ 県 ] 農業用の排水機場ではあるが基幹的な排水施設であり、流域内には農地以外にも宅地や公共施設等もあるため、地域を守る重要な排水機場である。旧マニュアルによる効果算定結果は、これを農水省サイドで実施するか国交省サイドで実施するかの線引きをするための1つの指標としてとらえている。

[ 委員 ] 市街地を含んでいる場合の排水基準は、市街地は湛水を許容しないが、計画ではそれを加味しているのか。また、本事業は農家負担を伴うのか。

[ 県 ] 本事業では農家負担はなく、地元負担分は市町村が負担することとされている。

る。排水計画は農地を基準に湛水が許容時間内になるよう計画している。一般的に宅地は農地よりも高い位置にあるため、農地で湛水被害が生じない計画を立てれば、計画雨量では宅地においても湛水は防げると考える。但し、計画以上の雨が降れば湛水する可能性はある。

[委員] 評価資料には旧と新のマニュアルによる効果算定結果が載っているが、いつも載っているのか。

[ 県 ] マニュアルの改定は平成19年9月である。本地区は、事業計画を平成18年に作成しているため、旧マニュアルを基に効果を算定しているが、途中でマニュアルが変わったため、参考として新マニュアルで算定したものを載せている。これからの新規事業については、新マニュアルに基づく効果のみとなる。

[委員] 新マニュアルによる効果算定において、費用の内その他費用に計上される「資産価額」は何を指すのか。また、事前評価の他地区の資料では別の言葉（資産評価額）が使われているため、同じ意味ならば統一した方が良い。

[ 県 ] 本事業で整備する排水機場だけでなく既存の排水機場についても、評価期間内に再整備等を行うこととなるが、評価期間の満了時にこれらの再整備等を行った資産が減価償却して残ったものが資産価額である。

[結論] 北浜南部地区の対応方針（案）を了承する。

## 【事後評価の審議】

### （１）農業農村整備事業（たん水防除事業）

#### 柳生川２期地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 工事費の減額が５億円と大きい具体的な理由を聞きたい。

[ 県 ] 減額の理由は、ポンプ工事の請負差額で約２億円の減額、採択後に地質調査を行った結果、当初の想定よりも地盤が良かったため地盤改良費で８千万円の減額、また、排水機場や頭首工など高度な技術を要する施設を整備する事業では、事業採択後に詳細な費用の積み上げ等を行う全体実施設計制度があるため、計画時には事業費の１０％以内で予備費を計上しており、これが精査により減額となったことなどが理由である。

[委員] 事業採択時の効果（B/C）はいくつか。

[ 県 ] B/Cは4.05である。

[委員] B/Cは実質6くらいになる。B/Cが1.0に近い地区については事業費の精度を高めることも必要かと思う。

[結論] 柳生川2期地区の対応方針（案）を了承する。

#### 4 河川整備計画策定の報告について

##### (1) 一級河川 庄内川水系 庄内川上流圏域 河川整備計画

「河川整備計画の策定・変更に伴う評価の取扱」について、評価実施要領による位置付けを確認後、河川課から説明。

[委員] アンケートの回答率について教えてほしい。

[県] 第2回の平成22年に実施したアンケートでは、はがきの郵送による方法で約5,000通の回答があり、回答率は1.9%であった。

[委員] 今回の報告様式では、アンケート配布数の記載はあるが回答数の記載がない。これでは、配布数すべてに住民意見聴取したと誤解を招きかねないので、表記を改めて頂きたい。

[県] そのような表記に改めることとする。

#### 5 平成25年度事業評価監視委員会の主な意見と対応について

公営住宅等整備事業については公営住宅課から、その他については事務局から説明。特に意見なし。

#### 6 愛知県公共事業評価実施要領の改訂について

事務局から改訂内容について説明。  
特に意見なし。

(以上)